

那珂川町中小企業等支援交付金(第2弾) 交付申請書兼請求書

記入例(個人事業主の場合)

令和 4 年 1 月 11 日

那珂川町長 福島 泰夫 様

(申請者)

※着色された項目を記入。

住所 那珂川町馬頭555

氏名 那珂川 良男

連絡先 ① 090-###-####(携帯)

② 0287-92-****(自宅)

那珂川印

平日の日中につながる連絡先をできれば2つ記入。

那珂川町中小企業等支援交付金(第2弾) 交付要綱第4条の規定により、裏面の同意書兼誓約書に同意した上で、同交付金を下記のとおり申請及び請求します。

記

どちらかに必ず☑を記入

1 申請者区分

申請者区分	法人番号(法人の場合のみ)	創業年月日
<input type="checkbox"/> 法人・団体		2010 年 10 月 1 日
<input checked="" type="checkbox"/> 個人事業主		
事業所・店舗名	なかがわ屋	事業所等所在地 那珂川町馬頭555
業種・事業内容	飲食店(うどん、そばなどの和食)	

※ 申請者区分は、該当する方に☑を記入してください。

2 事業収入に係る売上の減少率

(A) 対象月の売上高	(B) 前年又は前々年同月の売上高	(C) 減少率
令和3(2021)年 8月	令和2(2020)年 8月	{1 - [(A)/(B)]} × 100
6,000,000 円	10,000,000 円	40.0 %

※ 令和3年9月以降に創業した場合は、創業からの平均売上月額を(B)に記入してください。

※ (C)には、小数点第二位以下を切り捨て、小数点第一位までの数字を記入してください。

3 交付金額

区分	<input type="checkbox"/> 法人・団体	<input checked="" type="checkbox"/> 個人事業主
交付金額	200,000円	100,000円

※ 売上の減少率が20%未満の場合は、本交付金の対象外です。

4 交付金の振込を希望する口座

振込希望先	<input type="checkbox"/> 既に町会計システムに登録済みの口座 ⇒ 下表への記入は不要です。		
	<input checked="" type="checkbox"/> 下表で指定する口座 ⇒ 下表に記入のうえ、通帳の写しをご提出ください。		
金融機関名	足利 銀行・信金	馬頭	本店・支店
	信組・農協		出張所・支所
預金種別	普通・当座	口座番号	1234567
口座名義	(カナ) ナカガワヨシオ		
	那珂川 良男		

※ 振込希望先は、どちらかに☑を記入してください。

※ 金融機関名は名称を記入し、該当するものに“○”を付けてください。

※ 預金種別は、該当する方に“○”を付けてください。

※ 通帳の写しは、当該口座の通帳の表紙をめくった見開きのページの部分をご提出ください。

必ず申請者名義の口座を記入

手書きで囲む

【提出書類チェックリスト】

全ての書類がそろっていることを確認して☑を記入

- ア 那珂川町中小企業等支援交付金(第2弾) 交付申請書兼請求書(本書)
- イ 前年(令和2年)又は前々年(令和元年)の売上高を証明する書類
(法人: 確定申告書、法人事業概況説明書の写しなど
 個人: 確定申告書、青色申告決算書の写しなど)
- ウ 本年・令和3年の対象月の売上高を証明する書類
(例: 売上台帳の写し、会計ソフトによる集計表など)
- エ 事業所所在地や事業内容が確認できる書類
(法人: 登記事項証明書の写し、会社概要など
 個人: 開業届の写し、事業所のパンフレットなど)
- ↑ 国の月次支援金又は栃木県の地域企業事業継続支援金の交付決定に係る書類の写しを提出する場合は省略できます。
- 上記交付決定に係る書類の写しを提出
- オ 本人確認書類(個人事業主のみ)
(例: 運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証の写しなど)
- カ その他町長が必要と認めた書類()

必ず読んで内容を確認

↓ 大切な内容ですので、必ずご確認ください。 ↓

同意書兼誓約書

私は、那珂川町中小企業等支援交付金(第2弾)を申請するに当たり、下記のとおり同意及び誓約いたします。

- ・ 申請に係る要件を全て満たしています。
- ・ 町から内容の確認や追加書類の提出などの要求があった場合、これに応じます。
- ・ 私の税務情報や住民情報を、町が申請の審査のため閲覧することに同意します。
- ・ 代表者や役員、従業員が那珂川町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団等に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が経営に事実上参画していません。
- ・ 町から交付の決定が取り消され、その時点で交付金の交付を受けていた場合は、当該交付金の全部又は一部を返還する他、町が定める割合で計算した加算金も併せて支払います。
- ・ 申請書類に記載された情報及び交付金の支給に関する情報を、町が税務情報として使用することに同意します。